

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類)

2026 年 5 月 29 日

株式会社シード

2026年5月29日

東京都文京区本郷二丁目40番2号  
株式会社シード  
代表取締役社長 佐藤 隆郎

## 吸収分割に係る事前開示事項

当社及び株式会社オキュデバイセズ（以下「承継会社」といいます。）は、2026年5月19日付けで吸収分割契約を締結し、2026年7月1日を効力発生日（予定）として、当社のスマートコンタクトレンズ事業（以下「対象事業」といいます。）を会社分割（簡易吸収分割）により、承継会社へ承継すること（以下「本吸収分割」といいます。）を決議いたしました。

本吸収分割に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第782条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第183条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本吸収分割に際して、承継会社は、A種種類株式を2026年6月30日時点の対象事業に係る資産の帳簿価額から同日時点の対象事業に係る負債の帳簿価額を控除した額を50,000で除した数（小数点以下切上げ）発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本吸収分割に際して交付される株式数については、当社が承継会社の完全親会社であること等を勘案して、当社及び承継会社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額については、本吸収分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債等の諸事情を総合的に考慮した上で会社計算規則（平成18年2月7日号外法務省令第13号。その後の改正を含みます。）に基づき決定するものであり、相当であると判断しております。

#### 3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

#### 4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

## 5. 承継会社についての計算書類等に関する事項

- (1) 成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）  
別紙 2 のとおりです。
- (2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）  
該当事項はありません。
- (3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）  
該当事項はありません。

## 6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社は期末日後の 2026 年 5 月 28 日及び 29 日付けにて、シード鴻巣研究所 4 号棟建設資金及び一部設備資金として、金融機関より総額 84 億円の借入を実施しました。

- (1) 借入金融機関 三井住友銀行、みずほ銀行他 13 行
- (2) 借入総額 84 億円
- (3) 期間 10 年間
- (4) 金利 各行所定の金利
- (5) 担保 無担保

## 7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務（当社が本吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 当社の債務の履行の見込みについて  
本吸収分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。
- (2) 承継会社の債務の履行の見込みについて  
本吸収分割の効力発生日以降における承継会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

## 8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに

開示いたします。

以上

別紙1 吸収分割契約の内容

次頁以降をご参照ください。



## 吸収分割契約書

株式会社シード（以下「甲」という。）と株式会社オキュデバイセズ（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、会社法に規定する吸収分割の方法により、甲が自ら及びその子会社を通じて行う甲のスマートコンタクトレンズ事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（商号及び住所）

本吸収分割を行う当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社シード

住所：東京都文京区本郷二丁目40番2号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社オキュデバイセズ

住所：東京都文京区本郷二丁目40番2号

### 第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、別紙1「承継権利義務明細」に記載する各権利義務を効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。但し、権利義務の移転の効力が生じるために別途登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、効力発生日以降、これらの手続が完了した時点で乙への権利義務の移転の効力が生じるものとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとし、会社法第759条第2項の規定により甲及び乙の連帯債務が生じた場合は、当該連帯債務の最終的な負担者は乙とする。

### 第4条（分割対価の交付）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、前条に基づき承継する権利義務の対価として、別紙2に定める内容のA種種類株式を、2026年6月30日時点の本件事業に係る資産の帳簿価

額から同日時点の本件事業に係る負債の帳簿価額を控除した額を 50,000 で除した数（小数点以下切上げ）、割当交付する。

#### 第 5 条（乙の資本金及び準備金）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って、乙が定める額とする。

#### 第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 7 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

#### 第 7 条（承認決議）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第 795 条第 1 項に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があつたものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

#### 第 8 条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

#### 第 9 条（本契約の変更等）

本契約の締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業の財産状態若しくは経営状態、若しくは承継対象の権利義務に重大な変動が生じたとき、又は本契約に従った本吸収分割の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明し、本吸収分割の目的の達成が困難となった場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）、甲及び乙は合意の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第 7 条第 2 項に定める乙の株主総会における本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認若しくは法令等に定める本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は(ii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

**第 11 条（準拠法及び管轄）**

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第 12 条（本契約に定めのない事項）**

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2026年 5月19日

甲 東京都文京区本郷二丁目40番2号  
株式会社シード  
代表取締役 社長 佐藤 隆郎



乙 東京都文京区本郷二丁目40番2号  
株式会社オキュデバイセス  
代表取締役 福田 猛



## 別紙 1

### 承継権利義務明細

本吸収分割により効力発生日において乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）において甲が有する、以下に定める資産、負債、契約その他の権利義務とする。

#### 1. 資産

(1)以下の（ア）乃至（ク）に掲げる資産を含む、甲が本件事業に関して有する流動資産、固定資産その他の一切の資産。具体的には、別添 1-A の資産リストに記載される、甲が 2026 年 3 月 31 日現在において有する本件事業に関する資産を基礎とし、これに基準時までには通常の事業の範囲内で生じた増減を加除した資産とする。但し、以下の（ア）乃至（ク）に掲げる資産の基準日後の増減については、当該限定に服するものとする。

（ア） 棚卸資産（材料・仕掛品・貯蔵品等）

（イ） 未収入金

（ウ） 前払費用

（エ） 有形固定資産 器具及び備品、機械及び装置、工具に限る。

（オ） 無形固定資産

（カ） 本件事業に関して甲が有する特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権、ノウハウ、データその他知的財産権（いずれも、未登録のものやその出願権及び登録申請に係る権利を含む。）

（キ） 貸付金 SENSIMED SA宛

（ク） 有価証券 SENSIMEDの普通株式 136,060,169円（100%）

(2) 上記(1)のほか、本件事業のみに属する資産の一切

(3) 上記(1)及び(2)のほか、甲及び乙が別途書面で合意した資産

#### 2. 負債

(1) 以下の（ア）及び（イ）に掲げる債務を含む、本件事業に関して甲が負っている流動負債、固定負債その他一切の債務。具体的には、別添 1-B の負債リストに記載される、甲が 2026 年 3 月 31 日現在において有する本件事業に関する負債を基礎とし、これに基準時までには通常の事業の範囲内で生じた増減を加除した負債とする。

（ア） 前受金

（イ） 未払費用

(2) 上記(1)のほか、本件事業のみに属する流動負債、固定負債その他債務の一切

(3) 上記(1)及び(2)のほか、甲及び乙が別途書面で合意した債務

### ・3 契約

(1) 本件事業のみに属する契約（基準時までに締結予定の契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

(2) 上記(1)のほか、甲及び乙が別途書面で合意した契約に係る契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

### 4. 雇用契約

本吸収分割においては、甲の従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び負債は一切承継されない。但し、会社分割に伴う労働契約の承継に関する法律（平成12年5月31日法律第103号。その後の改正を含む。）第4条第1項に基づく、甲に異議を申し出ることができる従業員が異議申出を行った場合、当該従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び負債は本吸収分割により承継される。

### 5. 許認可等

基準時において、甲が本件事業のみに関して取得している一切の司法・行政機関等による許可、認可、免許、承認、同意、登録、司法・行政機関等に対する通知、届出、報告、その他これらに類する行為又は手続及び国際標準化機構又は認定機関若しくは認証機関が発行する認証のうち、法令（認証については発行元の規則等を含む。）上、会社分割に伴い乙において承継することができるもの

以 上

## 別添 1-A

No	内容	帳簿価格 (円)	備考
1	1 階加工室電気工事	176,263	建物付属設備
2	分光器	1	機械装置
3	ヒト用ラマン分光装置プロトタイプ 2	593,262	機械装置
4	ヒト用ラマン分光装置追加設計費用	469,864	機械装置
5	曲面化工程・内層樹脂封止機能検証用嵌合機 3 台	979,618	機械装置
6	シリンジ用遠心脱泡機 AW-20-3	1	器具備品
7	偏光光学系実験用光学部品一式	1	器具備品
8	Work Station	1	器具備品
9	スマート CL 断面観察用サンプル作成機器	2	器具備品
10	Raise3D プリンター	1	器具備品
11	実体顕微鏡 デバイス内包型 CL 製造設備	1	器具備品

12	高粘度液体塗布用マイクロハンドディスプレイセンサー一式	136,408	器具備品
13	微小力センサ・フォースセンサアンプ	73,656	器具備品
14	微小力センサ・フォースセンサアンプ	73,656	器具備品
15	試験用計測装置 SENSIMED 設置	79,200	器具備品
16	試験用計測装置	79,200	器具備品
17	研究棟 データロガー (形式: GL980)	43,297	器具備品
18	Rigid Insert 試作金型	1	器具備品
19	Z4G4 Workstation	1	器具備品
20	ケラー圧力センサー式	42,720	器具備品
21	模型角膜用型	44,353	器具備品
22	S202200114 試験用計測装置 改造費用	129,978	器具備品
23	DCT 試験用計測装置改造費用	48,001	器具備品
24	LCR メータ (形式: ZM2371)	55,440	器具備品

25	防水ラマン散乱計測装置 S201800242 ラマン分光装置改造費用	21,314	器具備品
26	Rigid Insert BASE FM3 製作金型	1	器具備品
27	Rigid Insert TOP FM3 製作金型	1	器具備品
28	DCT 実験用 TIP 作成用モールド型	1	器具備品
29	卓上型真空プラズマ処理装置	187,920	器具備品
30	封止樹脂塗布機能検証装置ジェットバルブ・コントローラー	1,707,897	器具備品
31	スプレーノズル試験モジュール用 UV 照射器	407,360	器具備品
32	JKN-Sensimed-002 製作金型 設置場所	1	器具備品
33	Rigid Insert (FM3gen7) 製作金型 設置場所	1	器具備品
34	JKN-Sensimed-001 製作金型 設置場所：(株) 樹研工業	1	器具備品
35	UV 照射器 設置場所	157,816	器具備品
36	スプレーノズル試験モジュール	378,112	器具備品
37	照度計	120,960	器具備品

38	デバイス技術部嵌合・加压机	128,513	器具備品
39	FM4 Luna 用コンタクトレンズ型	1	器具備品
40	OPOLETTE UX10230	6,125,000	器具備品
41	OPOLETTE UX10230 E55	483,334	器具備品
42	UV 設置 圧力センサー搭載 CL 型 PM01	2,030,000	器具備品
43	スマート CL 設計 CAD 用 PC	0	一括償却資産
44	スマート CL 設計 CAD 用液晶モニター	0	一括償却資産
45	公正証明書付きパワメーター	0	一括償却資産
46	定温乾燥器	0	一括償却資産
47	圧力センサー搭載 CL 型 PM01	88,000	一括償却資産
48	変量解析ソフト The UnscramblerX	0	ソフトウェア
49	3DCAD ライセンス	0	ソフトウェア
50	加工プログラムインストール	36,667	ソフトウェア

51	3DCAD ライセンス		722,354	ソフトウェア
52	特願 2020-056249 / 電子装置、電子部品、コンタクトレンズ型装置、及び電子装置の製造方法		—	特許権
53	特願 2022-126352 / 度数可変コンタクトレンズ、度数可変コンタクトレンズの製造方法		—	特許権
54	特願 2023-067803 / 眼圧測定方法、眼圧測定システム及びコンタクトレンズ型眼用デバイス		—	特許権
55	特願 2024-201444 / 電子システム提供方法、電子システム提供装置、及び電子システム提供プログラム		—	特許権
56	特願 2025-032815 / リジッドシェル、眼用デバイス、コンタクトレンズ型デバイス、リジッドシェルの製造方法、眼用デバイスの製造方法、及びコンタクトレンズ型デバイスの製造方法		—	特許権
57	特願 2025-040032 / 曲面化基板、及び曲面化基板の製造方法		—	特許権
58	特願 2026-053412 / コンタクトレンズ型デバイスの製造装置、及びコンタクトレンズ型デバイスの製造方法		—	特許権
59	特願 2026-053421 / 電子部品内蔵型コンタクトレンズ、及び電子部品内蔵型コンタクトレンズの製造方法		—	特許権
60	PSCL 知財 Initial royalty		45,191,667	

## 別添 1-B

No	内容	帳簿価格 (円)	備考
1	スマートコンタクトレンズ開発関連未払金	387,066,758	未払費用

## 別紙 2

株式発行会社	株式会社オキユデバイセズ (乙)
株式の種類	A 種種類株式
A 種種類株式の数	2026 年 6 月 30 日時点の本件事業に係る資産の帳簿価額から同日時点の本件事業に係る負債の帳簿価額を控除した額を 50,000 で除した数 (小数点以下切上げ)
議決権	A 種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
剰余金の配当	乙が発行する普通株式と同一
残余財産の分配	乙が発行する普通株式と同一
種類株主総会	会社法第 3 2 2 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、乙の普通株主及び A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
株式の転換	A 種種類株主は、保有する A 種種類株式を第三者に譲渡しようとするときであつて、当該譲渡について、乙の承認がなされる場合には、乙に対し、当該 A 種種類株式 1 株あたり乙の普通株式 1 株を対価として、当該 A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。
株式の譲渡制限	A 種種類株式を譲渡により取得するには、乙の株主総会の承認を受けなければならない。



別紙2 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社の成立の日における貸借対照表

東京都文京区本郷二丁目40番2号  
株式会社オキュデバイセズ  
代表取締役 福田 猛

2026年5月15日現在 (単位:円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>		<b>【株主資本】</b>	
現金及び預金	50,000,000	資本金	25,000,000
		資本準備金	25,000,000
資産の部合計	50,000,000	純資産の部合計	50,000,000